

御所市北部認定こども園整備基本計画策定業務

公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月

御所市

1. はじめに

本実施要領は、「御所市北部認定こども園整備基本計画」を委託する事業者を公募型プロポーザルによって選定するための実施要領を定めたものである。

2. 業務概要

- (1) 委託業務名
御所市北部認定こども園整備基本計画策定業務
(以下「本業務」という。)
- (2) 委託業務の内容
別紙「御所市北部認定こども園整備基本計画策定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
契約締結の日の翌日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案上限額
19,778,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
なお、消費税率は10%とする。
※この金額は契約時の予定価格ではなく、企画提案内容の規模を示すためのものである。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる企画提案者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 御所市物品購入及び業務委託等の契約に係る入札参加資格停止措置要綱（平成21年御所市告示第124号）による入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- (3) 御所市物品購入及び業務委託等に係る競争入札等の参加資格等に関する要綱（平成23年御所市告示第134号）第3条に規定する入札等参加資格者名簿に登録された資格者であること。
- (4) 近畿圏内に事業所、支店（営業所）を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号。）の規定に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申し立てがなされていない者とする。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団準構成員、同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がない者。
- (8) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定により当該保険に加入が義務づけられている者については、これに加入していること。
- (9) 法人業務実績として、過去10年以内（平成27年4月1日から令和7年3月31日まで）に国及び地方公共団体から発注された以下の本業務の同種業務の履行実績があること。
 - ① 保育所・幼稚園または認定こども園及び小・中学校再編・再配置計画策定業務の実績
 - ② 保育所・幼稚園または認定こども園及び学校施設整備候補地選定、基本構想策定業務の実績
*改修計画や長寿命化計画は含めない
 - ③ 特定教育・保育関連の調査・研究、計画等の業務実績
- (10) 本業務の管理技術者は、技術士（総合技術監理部門又は建設部門の都市及び地方計画）の資格を有し、過去3か月以上雇用された者であること。また、過去10年以内（平成27年4月1日から令和7年3月31日まで）に国及び地方公共団体から発注された上記に示す業務の同種業務 ①②③の履行実績を有すること。
- (11) 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。

4. 実施スケジュール

内容	期間等
公告（ホームページで公開）	令和7年5月7日（水）
質問書の提出期間	令和7年5月7日（水）～5月9日（金）17時
質問書の回答（ホームページで公開）	令和7年5月13日（火）
プロポーザル参加申込書の提出期間	令和7年5月7日（水）～5月16日（金）17時
プレゼンテーション参加資格者の選定通知	令和7年5月20日（火）
企画提案書等の提出期間	令和7年5月20日（火）～5月28日（水）17時
企画提案等のプレゼン実施日	令和7年6月4日（水）（予定）
選定結果通知	令和7年6月9日（月）（予定）
委託契約締結	令和7年6月13日（金）（予定）

※プレゼン実施日以下の日程は変更になることがあります。

5. 参加手続

本業務に係る事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。公募型プロポーザル参加申込書（様式1）等の書類提出による資格審査後、企画提案書等の提出による書類審査及び、プレゼンテーションを実施する。その結果、1事業者を受託候補者として選定する。その手続きは本要項に定める様式等により行うものとする。

6. 参加に係る資料及び様式集の配布

(1) 配布方法

御所市ホームページよりダウンロードまたは御所市子育て推進課にて配布

(2) 配布期間

令和7年5月7日（水）から令和7年5月16日（金）まで

（休日を除く平日の9時から17時まで。但し正午から午後1時までの間を除く）

(3) 配布書類一覧

- ・ 御所市北部認定こども園整備基本計画策定業務公募型プロポーザル実施要領
- ・ 御所市北部認定こども園整備基本計画策定業務委託仕様書
- ・ 参加申込書（様式1）
- ・ 質問書（様式2）
- ・ 誓約書（様式3）
- ・ 法人業務実績一覧（様式4）
- ・ 管理技術者の経歴等（様式5）
- ・ 実施体制一覧表（様式6）
- ・ 自己資本比率の状況（様式7）
- ・ 流動比率の状況（様式8）
- ・ 経常利益の伸び率（様式9）
- ・ 過去3年間の決算状況（様式10）
- ・ 辞退届（様式11）

7. 質問及び回答

(1) 提出期間

令和7年5月7日（水）から令和7年5月9日（金）まで

（休日を除く平日の9時から17時まで。）

(2) 提出方法

質問書（様式2）に質問内容を簡潔にまとめ、「16. 担当・提出先」へ電子メールで提出すること。

- ・ メールの件名は「【法人名を記入】御所市北部認定こども園整備基本計画策定業務質問書」とすること。
- ・ 質問書提出後に「16. 担当・提出先」へ電話し、メールの到着を確認すること。
- ・ 電子メール以外での質問については回答できない。

(3) 回答方法

質問書の回答を集約し、令和7年5月13日（火）に市ホームページへ掲載する。

(4) 留意事項

- ・ 質問に対する回答は、回答の内容に応じて、実施要項及びその他配付された資料、様式集の追加又は修正とみなす。
- ・ 提出受付期間以外の質問及び所定の様式に拠らない質問や定められた質問方法以外の質問は受け付けない。
- ・ 他の提案事業者若しくはその提案内容に関する質問又は審査及び評価等に支障をきたす恐れのある不適切な質問や選定に公平性を保てない場合には受け付けないことがある。
- ・ 質問がない場合は、質問書の提出は不要である。
- ・ 同内容の質問があった場合は複数件をまとめて回答する。
- ・ 質問書を提出した事業者名は非公表とする。

8. 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により参加申込書等を提出すること。

(1) 提出期間

令和7年5月7日（水）から令和7年5月16日（金）まで

（休日を除く平日の9時から17時まで。但し正午から午後1時までの間を除く）

(2) 提出書類

① 参加申込書（様式1）

② 誓約書（様式3）

③ 法人業務実績一覧（様式4）

業務実績が分かるもの（契約書<鏡・押印部分で可>・テクリス登録内容確認書等）、仕様書の写しを添付すること。

会社概要がわかるパンフレットを添付すること。

④ 管理技術者の経歴等（様式5）

⑤ 実施体制一覧表（様式6）

⑥ 自己資本比率の状況（様式7）

⑦ 流動比率の状況（様式8）

⑧ 経常利益の伸び率（様式9）

⑨ 過去3年間の決算状況（様式10）

(3) 提出部数

正本1部

(4) 提出方法・提出場所

「16. 担当・提出先」まで郵送（簡易書留）または持参すること。（期限内必着）

(5) 参加申込後、辞退する場合は、辞退届（様式11）を提出すること。

9. プロポーザル参加資格者の選定

3者以上の複数の応募があった場合、プレゼンテーション選定対象者を3者程度に絞り込むため、8の（2）の提出書類に基づき参加資格者を選定する。結果は、下記の日時にEメールで通知するものとする。

※選定内容・結果についての質問・異議は受け付けない。

(1) 通知日 令和7年5月20日（火）

10. 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和7年5月20日（火）～5月28日（水）まで

（休日を除く平日の9時から17時まで。但し正午から午後1時までの間を除く）

※提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(2) 提出書類

① 企画提案書（任意様式）

- ・「11. 企画提案書記載項目」の4つのテーマについて、記載すること。

② 見積書（任意様式）

- ・消費税及び地方消費税額を含んだ金額とすること。
- ・内訳が分かるものとすること。
- ・提案価格は、提案上限額を超えないこととする。ただし、本事業実施に関わる対応条件や責務範囲に変更が生じた場合は、この限りではない。

(3) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）とする。

(4) 提出方法・提出場所

「16. 担当・提出先」まで郵送（簡易書留）または持参すること。（期限内必着）

(5) 本市からの疑義照会及び確認

提出のあった企画提案書等の内容に関して選定の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて当市から疑義事項の照会及び確認を行う。

11. 企画提案書記載項目

仕様書の内容を踏まえつつ、下記に示す4つのテーマについて、具体的かつ的確に記載すること。

<提案テーマ>

テーマ1	業務実施体制、業務実施方針について
テーマ2	業務実施手順、実施工程、業務進捗管理方法について
テーマ3	整備候補地の比較検討検証に係る比較方法について
テーマ4	北部認定こども園の運営形態・事業内容について

*プロポーザル時点においては建物平面図やイメージパース等の提案は不要

(1) 作成上の留意点

- ・提案書の表紙は任意様式とし、タイトル「御所市北部認定こども園整備基本計画策定業務」、事業者名、住所、代表者名、担当者名、連絡先を記載すること。
- ・提案書は各テーマA4版片面刷り1枚以内に記載し、縦型・横書き、左綴じで作成し、簡易製本（ファイルで綴る）すること。
- ・文字は10.5ポイント以上とし、図表の文字についてはこの限りではない。

12. 選定方法

提出された企画提案書によるプレゼンテーションを実施する。

(1) 開催日及び開催場所

令和7年6月4日（水）（予定）

※日時及び会場の詳細は後日、事務局から参加者へメールにて通知する。

(2) 選定方法

- ・説明20分以内、質疑応答10分程度、準備片付け5分程度とする。
- ・説明は提出した企画提案書に基づいて行うものとし、それ以外の資料は使用しないこと。
- ・プレゼンテーション参加者は管理技術者及び主たる担当者含め計3人以内とする。
- ・プレゼンテーションに必要なパソコンは応募者で準備すること。

13. 審査

(1) 審査方法

「御所市北部認定こども園整備基本計画策定業務受託業者選定審査委員会」を設置し、審査を実施する。

(2) 受託候補者を選定するための評価基準

審査は、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションをもとに審査基準表の項目ごとに点数化し、総合的な評価及び審査を行う。

最高評価点を得たものを受注優先交渉権者とする。なお、最高評価点者が複数となった場合は協議の上、1者を選定する。また、参加事業者が1者であっても評価を実施するものとし、合計点数が満点の6割に満たないときは事業者を選定しないものとする。

(3) 選定結果

選定の結果については、令和7年6月9日（月）（予定）までに全ての提案者に通知する。なお、選定された事業者の提出書類は、御所市情報公開条例により、公開の対象となる。また、選定されなかった事業者の提出書類は、事業者名をはじめ、すべて非公開とし、審査結果に関する問い合わせや異議・申し立ては受け付けない。

(4) 失格事項

次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・ 「3. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- ・ 提出期限までに書類が提出されなかった場合
- ・ 提案価格が提案上限額を超えている場合
- ・ 審査の公平性を害する行為及び提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- ・ その他、実施要項に定める手続きを遵守しない場合

14. 契約

特定された受託候補者と提出された企画提案書等を基に業務内容について協議したうえで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び御所市物品購入及び業務委託等に係る入札及び契約事務取扱要綱第5条第1項第4号の規定に基づき、随意契約を締結する。

15. その他留意事項

- (1) 提出期限後における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 参加に係る経費は全て参加者の負担とする。
- (3) 災害事故等やむを得ない事由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、本事業を停止、中止することがある。なお、この場合において、当該企画提案に要した費用を本市に請求することはできない。
- (4) 提出された書類は選考に関する目的以外には使用しない。但し、提出された書類は、審査に必要な範囲で複製又は複写することがある。
- (5) 本提案に係る提出物については返却しない。
- (6) 本提案に係る書類に虚偽記載をした場合には、同書類を無効とし、指名停止を行うことがある。
- (7) 電子メール等の通信事故について、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 参加申込者が1者のみであった場合、企画提案書等提出事業者が1者のみとなった場合でも、参加資格を有する事業者であれば評価をそのまま実施する。ただし、参加者の数に関わらず、評価が一定の水準に達しない場合は、選定しない。
- (9) スケジュール変更については、各参加申込者に別途通知する。
- (10) 担当課以外に本プロポーザルに関する質問等はしないこと。
- (11) 提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は委託後に追加費用を伴わずに実施する意思があるものとする。
- (12) 本提案により採用されたことをもって、提案した全ての内容の契約を保証するものではない。

16. 担当・提出先

〒639-2298 奈良県御所市774番地の1 (御所市いきいきライフセンター内)

御所市 健康福祉部 子育て推進課

担当：葛原・東浦

電話：0745-62-3001 (内線140・145)

電子メール：jidou@city.gose.nara.jp

評価基準表

評価の着目点		評価点
財務体質 業務実績 資格等	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の安定度等 ・法人として過去に本業務に関連する業務の実績があり、本業務に生かすことのできるものであるか。 ・配置技術者の実績及び資格等が、本業務に生かすことのできるものであるか。 	40
業務の目的・方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的や主旨を理解し、課題解決方法を具体的に記載しているか。 	20
業務の実施体制及び 業務実施方針 (テーマ1)	<ul style="list-style-type: none"> ・人員・実務経験・有資格者など、業務に適した実施体制となっているか。 ・業務の内容に合う具体的な実施方針が示されているか 	20
業務実施手順・実施 工程等 (テーマ2)	<ul style="list-style-type: none"> ・工期内に望ましい成果を上げることができる実現可能な実施手順、実施工程となっているか。 ・的確な進捗管理が成される方法の提案であるか。 	20
整備候補地の比較検 討検証に係る比較方 法について (テーマ 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的に合理的・現実的な提案であるか ・比較方法について具体的な手法などが示されているか 	10
北部認定こども園の 運営形態・事業内容 について (テーマ 4)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の主旨・目的に合う具体的な提案であるか。 ・本市の特性を十分に理解し、課題解決にあう提案であるか。 ・多面的な発想・視点を持った提案であるか。 ・実現可能な提案であるか。 ・独自性を持った提案であるか。 	60
プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の主旨を十分に理解し、かつ分かりやすい説明を行ったか。 	20
見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果が高いか。 	10
合計	—	200